

令和5年度「産地交付金」の使途計画

○支援単価について

支援は①協議会独自支援枠（独自）②国支援枠（国）③県支援枠（県）の3種類

◆国の支援単価は調整なし。県支援は上限単価。

◆協議会独自枠の単価調整は、「高収益作物団地化支援」と「共同施設利用加算」、「担い手収量向上支援（大豆）」、「二毛作加算」及び「流通合理化加算（飼料用米）」で行い、他の使途では行わない。但し、配分枠が不足する場合、「高収益作物団地化支援」で調整を行い、さらに下回る場合は、独自使途内で一律減額調整。

【共通交付要件】「水田活用の直接支払交付金」の交付対象者（水田で作付した作物に限る）

【使途名】 対象作物名	交付単価 (10a当たり)	交付要件・作物別独自要件								
(独自) 【担い手収量向上支援】 大豆	15,000円 (15,000円～ 25,000円)	○認定農業者、市認定集落営農、認定新規就農者のいずれかであること。 ○需要者等と出荷・販売契約を締結していること。 ○里のほほえみ又は里のほほえみと合わせたエンレイ、シュウリュウ等を作付し販売を行うこと。 ○以下の取組を1つ以上行うこと。 ①耕うん畝立て同時播種②排水対策(明渠、弾丸暗渠等) ③中耕培土								
(独自) 名称変更 【高収益作物団地化支援】 えだまめ・カリフラワー・ブ ロッコリー・キャベツ・ねぎ・ アスパラ菜・トマト	25,000円 (20,000円～ 40,000円)	○作物別に設定する下記の作付規模を確保し、生産者に 加算交付する。 《作物別規模要件》 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>作物名</th> <th>作付規模</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>えだまめ</td> <td>20a以上</td> </tr> <tr> <td>カリフラワー・ブロッコリー・キャベ ツ・ねぎ・にんじん</td> <td>10a以上</td> </tr> <tr> <td>アスパラ菜・トマト</td> <td>2.5a以上</td> </tr> </tbody> </table>	作物名	作付規模	えだまめ	20a以上	カリフラワー・ブロッコリー・キャベ ツ・ねぎ・にんじん	10a以上	アスパラ菜・トマト	2.5a以上
作物名	作付規模									
えだまめ	20a以上									
カリフラワー・ブロッコリー・キャベ ツ・ねぎ・にんじん	10a以上									
アスパラ菜・トマト	2.5a以上									
(独自) 【二毛作加算】 えだまめ・カリフラワー・ブ ロッコリー・キャベツ・にん じん	10,000円 (10,000円～ 20,000円)	○二毛作も対象とする。ただし、えだまめ後ブロッコ リー・カリフラワー・キャベツ・にんじん、もしくはブ ロッコリー・カリフラワー・キャベツ後にえだまめと する。 ○排水対策(明渠、弾丸暗渠等)を行うこと。								
(独自) 名称変更 【出荷共同施設機械化促進 支援】 えだまめ・カリフラワー・ブ ロッコリー・キャベツ	8,000円	○JA等が整備した機械(借上げ、作業委託を含む)で、 定植及び収穫に取り組むこと、又は集出荷選荷施設を 利用すること。								
(独自) 【直売施設等利用加算】 えだまめ・ねぎ・なす・山菜(う ど・ぜんまい・たらの芽)・自然 薯・アスパラ菜・みょうが・だい こん・さといも・ブロッコリー・ カリフラワー・アスパラガス・ト マト・キャベツ・かぼちゃ・玉ね ぎ・にんじん・じゃがいも・加工 用ぶどう・青豆	10,000円	○以下のいずれかに取り組んでいること。 ①対象品目を作付し、直売施設・JA等に販売すること。 ただし、直売施設はJA・農家等が組織的に運営して おり、収穫・販売を一定期間継続して稼働している施 設とする。(無人販売や個人販売等は不可とする。) ②市内学校給食用や加工用ぶどうとして契約販売す ること。 ○高収益作物団地化支援及び二毛作加算との重複支援 は不可とする。								
(独自) 【共同施設利用加算】 そば	8,000円 (8,000円～ 12,000円)	○共同乾燥調製施設を利用し、出荷・販売契約を締結し ていること。 ○以下の取組を1つ以上行うこと。 ①有機肥料使用による栽培②排水対策(明渠、暗渠、 高畦栽培等)の実施③適期播種								

【共通交付要件】「水田活用の直接支払交付金」の交付対象者（水田で作付した作物に限る）

【用途名】 対象作物名	交付単価 (10a 当たり)	交付要件・作物別独自要件
<p>(独自) 【耕畜連携土づくり加算】 飼料作物・WCS用稲</p>	<p>5,000 円</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○生産物の販売又は自給を行うこと。 ○新規需要米取組計画（WCS用稲）の認定を受けていること。 ○当該年度における堆肥の散布であり、水田で生産された粗飼料作物等の供給を受ける畜産の排せつ物から生産されたものであること。 ○地域で定めた堆肥の散布量を満たしていること。(10a 当たり 600kg 以上) ○連携相手となる者と3年以上の利用供給協定を締結していること。(自給農家は除く。) ○他の堆肥散布の取組による助成との重複支援は不可とする。
<p>(独自) 【流通合理化加算】 飼料用米</p>	<p>2,000 円 (2,000 円～ 5,000 円)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○需要者等と出荷・販売契約を締結していること。 ○CE、RCの共同乾燥調製施設を利用（出荷）し、施設からトンパック又はバラで輸送すること、又は個別生産者からJA等集出荷事業者へ1トンパックで出荷すること。 ○以下の取組を1つ以上行うこと。 ①直播栽培（乾田直播、湛水直播栽培）②温湯種子消毒③作期分散（作期の異なる複数品種（早生、中生、晩生）の取組）
<p>新設</p> <p>(独自) 【低コスト生産等支援】 新市場開拓用米</p>	<p>20,000 円</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○新規需要米取組計画（新市場開拓用米）の認定を受けていること。 ○以下の取組を3つ以上行うこと。 ①直播栽培②疎植栽培③高密度播種育苗栽培④プール育苗⑤温湯種子消毒⑥効率的な移植栽培⑦作期分散⑧土壌診断等を踏まえた施肥・土づくり⑨効率的な施肥⑩効率的な農薬処理⑪化学肥料の使用量削減⑫化学農薬の使用量削減⑬多収品種の導入⑭農業機械の共同利用⑮スマート農業機器の活用⑯ほ場由来の温室効果ガスの削減⑰ほ場への炭素貯留 ○コメ新市場開拓等促進事業との重複支援は不可とする。
<p>(国) 【作付支援】 そば</p>	<p>20,000 円</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○需要者等と出荷・販売契約を締結していること。
<p>(国) 【作付支援】 新市場開拓用米</p>	<p>20,000 円</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○新規需要米取組計画（新市場開拓用米）の認定を受けていること。 ○コメ新市場開拓等促進事業との重複支援は不可とする。
<p>(国) 【複数年契約加算】 新市場開拓用米</p>	<p>10,000 円</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○新規需要米取組計画（新市場開拓用米）の認定を受けていること。 ○需要者側へ出荷・販売を目的とした令和5年産から新たに結んだ令和7年産までの3年分を含む複数年契約を締結した販売農家又は集落営農であること。 ○複数年契約期間中の契約数量が維持又は増加するもの。 ○契約書には①各年産の契約数量②販売価格又は販売価格の設定方法③契約不履行に対する違約事項が記されていること。

【共通交付要件】「水田活用の直接支払交付金」の交付対象者（水田で作付した作物に限る）

【用途名】 対象作物名	交付単価 (10a 当たり)	交付要件・作物別独自要件
<p>(県) 【複数年契約支援】 加工用米・新市場開拓用米</p>	<p>12,000 円 (上限)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○加工用米取組計画又は新規需要米取組計画（新市場開拓用米）の認定を受けていること。 ○需要者側へ出荷・販売を目的とした令和3年産から令和5年産までの複数年契約を締結した販売農家又は集落営農であること。 ○複数年契約期間中の契約数量が維持又は増加するもの。 ○契約書には①各年産の契約数量②販売価格又は販売価格の設定方法③契約不履行に対する違約事項が記されていること。
<p>(県) 【安定生産支援】 加工用米</p>	<p>6,000 円 (上限)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○加工用米取組計画の認定を受けていること。 ○以下のア又はイのどちらかに取り組むこと。 <ul style="list-style-type: none"> ア 需要者側へ出荷・販売を目的とした3年以上（令和4年産から6年産までの3年分又は新たに結んだ令和5年産から7年産の3年分を含む）の複数年契約を締結した販売農家又は集落営農であること。 また、複数年契約期間中の契約数量が維持又は増加するもの。 なお、契約書には①各年産の契約数量②販売価格又は販売価格の設定方法③契約不履行に対する違約事項が記されていること。 イ 低コスト生産の取組を2つ以上行うこと。 ○複数年契約支援との重複支援は不可とする。
<p>(県) 【拡大支援】 高収益作物</p>	<p>25,000 円 (上限)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○地域農業再生協議会が支援する高収益作物であること。 ○申請者毎にみて、対象作物の合計支援実面積の前年度からの増加面積に対して支援する。
<p>新設 (県) 【生産性向上支援】 飼料作物・WCS用稲</p>	<p>3,000 円 (上限)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○新規需要米取組計画（WCS用稲、青刈り稲、わら専用稲）の認定を受けていること。 ○その他の飼料作物は、需要者との品質等の条件を含めた利用供給協定を締結していること又は自ら畜産経営に供する目的で自家利用計画を策定していること。 ○生産性向上の取組を2つ以上行うこと。